

申第18号2020年度年末手当の回答日変更に関する申し入れ

会社は11月4日、会社が指定した2020年度年末手当の回答日（11月6日）を変更することを通告してきました。第2回団交で会社は回答日について「会社が適切に設定をする」と回答していたのです。

J R 東海労は予定通りの日に回答を求める考えでしたが、この事態について、下記の通り申し入れをしました。

申し入れの内容と回答は、下記の通りです。

1. 会社が適切に設定するとして設定した回答日・11月6日を11月11日に変更する理由を具体的に明らかにすること。

【回答】

年末手当の回答内容について、引き続き検討をおこなうためである。

2. 回答日直前の2日前（11月4日）になつての通告は労働組合軽視と考える。会社の見解を明らかにすること。

【回答】

回答日が変更となる可能性がある旨は、10月30日に幹事間で調整した際に伝えており、労働組合を軽視していることはない。

3. 11月6日に団体交渉を開催し、この申し入れの回答と議論を行うこと。

【回答】

回答日については10月30日の団体交渉において「会社が適切に設定をする」と回答しており、幹事間で調整した回答日を変更する必要があることから、貴側にその旨をお伝えしたものであって、労働協約第39条に定める団体交渉事項には該当しない。

《主な議論》

組合：回答日を延期したのは、支給月数が決まらないからで良いのか。

会社：その通りである。

組合：決まらないのはなぜか。

会社：新型コロナウイルス感染症の影響で、会社発足以来、経験したことのない赤字経営だからである。

組合：赤字だからと言って、「0」回答なんてことはないな。

会社：赤字だから「0」からの検討であるが、社員の生活設計もあると思われるので、「0」回答をすることはできないと思っている。

組合：会社がこれまで言ってきた「安定的支給ベース」という言葉が染みついており、職場の社員は赤字だろうが最低でも「安定的支給ベース」は守られると信じており、住宅ローンや生活設計はそれを基準に立てている。

会社：その点については、先日の議論で承知している。

組合：「安定的支給ベース」を割るようなことがあれば、職場は荒れるぞ。

会社：社員の生活設計と生活水準があることも判っているが、世間相場もある。

組合：年末手当が低額であれば、今まで我慢してきた職場の社員は、それぞれ何らかの決断をする者がでてくる。

組合：年末手当の回答は、11日であることを確認する。

以 上